

# 新型コロナワクチン接種証明書に関する Q&A

(令和3年8月24日版)

## 一覧（問をクリックすれば該当箇所にジャンプします）

### 1. 総論

1. 接種証明書はどの国・地域で使えますか。
2. 接種証明書を持っていない人は、海外渡航できないのですか。
3. 接種証明書の発行を受けるのに手数料はかかりますか。

### 2. 申請

1. A市の接種券を用いてB市にある接種会場（大規模接種会場含む）で接種したが、どこの自治体に申請するのですか。
2. 先行接種や職域接種で接種を受けたのですが、接種券がまだ届いていません。接種証明書の申請は可能ですか。また、どこに申請すればよいですか。
3. 1回しか接種されていない人の証明書も申請できますか。
4. 接種証明書の発行手続きの際、公用旅券と私用旅券の両方を持っている場合はどちらを申請時に提示すべきですか。

### 3. 発行

1. 接種証明書の交付枚数は1度の申請で1枚だけですか。
2. 接種証明書を紛失（き損）した場合、再発行は可能ですか。
3. 窓口申請の場合、その場ですぐ交付してもらえますか。

### 4. その他

1. 接種証明書は日本への帰国時にも利用できますか。
2. 1回目を海外、2回目を国内で接種を受けたのですが、申請・発行は可能ですか。また、接種証明書の有効性についてはどうなりますか。

## 1. 総論

Q 1 - 1 接種証明書はどの国・地域で使えますか。(8月24日更新)

A 接種証明書の利用が可能となる対象国・地域については、外務省の Web サイト (<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/certificationlist.html>) から適時情報提供されます。

Q 1 - 2 接種証明書を持っていない人は、海外渡航できないのですか。(8月24日更新)

A 接種証明がないことにより、必ずしも海外渡航できないということはありません。渡航先の国・地域の入国条件をご確認ください。接種証明があれば、一部の国・地域への渡航の際に、その国に入国する際の防疫措置が緩和されることがあります。

Q 1 - 3 接種証明書の発行を受けるのに手数料はかかりますか。(8月24日更新)

A 接種証明書は原則無料としていますが、郵送料等がかかる場合があります。接種証明を発行する自治体によって異なる可能性がありますので、申請する自治体(接種を受けた自治体)にお問い合わせください。

## 2. 申請

Q 2 - 1 A市の接種券を用いてB市にある接種会場(大規模接種会場含む)で接種したが、どこの自治体に申請するのですか。(8月24日更新)

A 接種で利用した接種券を発行した自治体で発行することになりますので、A市に申請してください。

Q 2 - 2 先行接種や職域接種で接種を受けたのですが、接種券がまだ届いていません。接種証明書の申請は可能ですか。また、どこに申請すればよいですか。(8月24日更新)

A 接種券が届く前でも申請は可能です。接種時点で住民登録がある自治体に申請してください。

Q 2-3 1回しか接種されていない人の証明書も申請できますか。(8月24日更新)

A 接種証明書は接種の事実を公的に証明するものですので、1回でも証明書の発行は可能です。ただし、現在我が国で承認されているワクチンは2回の接種が必要とされており、海外渡航に際しては、相手国から、2回の接種を終えていることが求められると考えられますので、1回の接種のみでの申請・発行は、相手国から有効な接種証明と認められない可能性があります。

(なお、1回目と2回目を異なる市町村(特別区を含む。以下同じ。)から発行された接種券を用いて接種された人の場合、市町村ごとに1回分ずつの接種証明書の発行を受けますこととなります。)

Q 2-4 接種証明書の発行手続きの際、公用旅券と私用旅券の両方を持っている場合はどちらを申請時に提示すべきですか。(8月24日更新)

A 接種証明書の記載事項(旅券番号など)は、実際の海外渡航時に使われる旅券の記載事項と一致している必要がありますので、申請時には、海外渡航の際に実際に使用する旅券を提示ください。

### 3. 発行

Q 3-1 接種証明書の交付枚数は1度の申請で1枚だけですか。(8月24日更新)

A 接種証明書は、防疫措置の緩和が認められている対象国に対して、基本的には、提出するのではなく、提示するだけであると想定していますので、1度の申請につき原則1部のみを発行します。

Q 3-2 接種証明書を紛失(き損)した場合、再発行は可能ですか。(8月24日更新)

A 接種証明書を紛失等した場合には、改めて申請をしてください。再度申請がある毎に、1部発行されます。申請回数の制限は設けません。

Q 3-3 窓口申請の場合、その場ですぐ交付してもらえますか。(8月24日更新)

A 申請から発行までの期間については、①申請者が、接種済証や接種記録書などの接種事実が確認できる書類を紛失しているケースや、②接種記録のVRS(ワクチン接種記録システム)への登録に時間がかかっているケースなどもあり、状況によっては、即日交付が困難なケースも生じ得ます。また、申請方法を郵送に限定している自治体や発行までに要

する目安の期間を示している自治体もあります。具体的には申請先の各自治体にお問合せください。

## 4. その他

Q 4 - 1 接種証明書は日本への帰国時にも利用できますか。(8月24日更新)

A 現時点では、接種証明書は日本への帰国時には利用できません。我が国の水際対策におけるワクチン接種証明の活用については、今の段階では具体的に決まっていますが、国内・国外の議論や、各国の対応を見極めながら、情報の収集と検討を進めていく方針です。

日本への帰国時の措置については、こちら

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html))

をご確認ください。

Q 4 - 2 1回目を海外、2回目を国内で接種を受けたのですが、申請・発行は可能ですか。また、接種証明書の有効性についてはどうなりますか。(8月24日更新)

A 証明書の申請・発行は可能ですが、ご質問にある「2回目の国内での接種」の記録が、予防接種法に基づく1回目の接種として記載された証明書が発行され、海外で発行された証明書をお持ちの場合、それぞれ別々の証明書になります。ただし、この場合のように、別々の発行主体による証明書が全体として有効かどうかについては、提示する相手国の判断となりますので、在京の相手国大使館に事前に問い合わせることなどが考えられます。外務省 HP から発表している「海外渡航用の新型コロナワクチン接種証明書が使用可能な国・地域」

(<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/certificationlist.html>) は、日本で予防接種法に基づく2回の接種を受けた場合を示していますので注意が必要です。